

## 途上国への法整備支援とは

### —その現状と課題—



鮎京正訓氏（名古屋大学法政国際教育協力研究センター長）

1973年、慶応義塾大学法学部卒業後、早稲田大学大学院法学研究科博士課程満期退学。1979年から名古屋大学法学部助手・講師を務め、1984年からは岡山大学教養部助教授。1992年には名古屋大学大学院国際開発研究科教授。現在、名古屋大学大学院法学研究科教授。

鮎京先生は、いわゆる「法整備支援」が日本で開始される前からこの分野についてかかわってこられた先生であり、この分野のエキスパートともいえる先生です。

Q1

法整備支援という活動に取り組むことになったきっかけは何ですか？

大学院での専門は憲法でしたが、アジア諸国の憲法についても学ぶ必要性を感じ、当時はベトナム戦争がまだ終わっていないという時代背景もあり、ベトナム憲法についても研究をしていました。

そして、90年代初頭には、森島昭夫先生から、ベトナムへの国際協力に

ついて、誘いを受けました。具体的には、森島先生が手弁当で開始されたベトナム民法制定支援に関するお手伝いです。これが、この分野に関わることになったきっかけです。森島先生は、その後、日本政府に働きかけ、外務省や法務省、JICA や日弁連を巻き込み、プロジェクト化してゆかれました。こうした経緯で、日本における途上国への法整備支援という分野について、この分野が今ほど注目される以前から、つまりこの分野の草創期から、かわるようになりました。これまでのハコ・モノ支援ではなく、開発援助の一環として、知的支援として、開始されていったのです。99年にはカンボジアへの支援も始まり、その後、2000年に入って以降、ラオスやモンゴル、ウズベキスタン、インドネシアへと援助が広がってゆきました。

---

## Q2 どのような活動をされているのですか？

---

日本の法整備支援は、大きく、以下の3つの取り組みをしています。

- ①立法支援
- ②法曹養成支援
- ③法学教育支援

このうち、現在は名古屋大学のCALEセンター長を務めている関係で、主として①、③に取り組んでいます。

まず、①立法支援については、ウズベキスタンに対して、行政手続法の起草支援をしています。

次に、③法学教育支援については、大きく3つの取り組みをしています。

まず、名古屋大学に多くの外国人留学生を受け入れ、名古屋大学で学んだ知識を祖国で活かしてもらおうという取り組みです。次に、ベトナムやカンボジア、モンゴル、ウズベキスタン等の現地に日本法センターを設立し、日本語による日本法教育を行うという取り組みをしています。そして、3つ目は、法科大学院における法整備支援論の開講・担当です。この講義では、法総研や日弁連、JICA で法整備支援にかかわっている方をゲストスピーカーとしてお招きしたりもしています。前2者は途上国側の人材育成支援であり、後者は支援をする側である日本における人材育成ということになるでしょう。

---

### Q3 活動をしていて感じたこと等をお話いただけますか？

---

主として大きく3つのことを感じています。

まず第一に、開発援助とは、人材養成がその核である、ということです。90年代から国際協力・開発援助に関わってきましたが、次第に、自己の専門分野について研究する時間が無くなってゆき、自分のそれまでのテーマに関する研究時間が少なくなってきてしまいました。このままでは開発援助だけで終わってしまう、と考えていた時に、友人が、「(開発)援助も立派な人生だ」とのアドバイスをくれ、「法における開発援助とは何なのか」を学問的に本格的に追求してみようと考えようになりました。法というのは、結局はその国の国民が作るものであるので、法の支配の担い手となるような人材の養成が開発援助の核になる、と考えています。



名古屋大学と提携して日本法教育研究センターを設置したウズベキスタン・タシケント国立法科大学（左上）、モンゴル・モンゴル国立大学法学部（右上）、ベトナム・ハノイ法科大学（左下）、カンボジア・王立法経大学（右下）

第二に、活動をしていて感じるのは、世界中に友人が増えた、ということです。アジアのみならず、アメリカやドイツ、フランスなど、欧米諸国にも、研究者や実務家の仲間ができました。法整備支援研究という分野は、日本ではいまだマイナーな分野ですが、諸外国ではメジャーな分野であり、特にEU 統合をめぐり、ヨーロッパでは関心が高いです。こうした諸外国とのネットワーク化を進めており、その中で、本当に多くの研究上の友人が世界にできました。

第三に、活動をしていて、法整備支援にロースクール生などの若手が興味を持っているということを知ることができました。この傾向が広がってほしいです。

---

#### Q4 今後の展望について、聞かせてください。

---

法整備支援については、次のような動きがあります。

まず、昨年1月に開かれた、内閣官房を中核とする第13回海外経済協力会議において、法整備支援をより積極的に行ってゆくことが合意されました。これにより、法整備支援はより本格的に動き出すことになりました。今年の3月6日には、内閣官房主催で、鮎京をはじめ、経団連関係者、元検事総長などから、この問題についての意見聴取が行われました。また、4月末には、海外経済協力会議により、「法制度整備支援に関する基本方針」という文書が提出されました。こうした経緯から、今後は途上国への知的支援、特に法整備支援が一層発展して行くと考えられます。

ただし、問題点もあります。それは、どのような戦略で行うか、ということです。どの国に対し、どの法分野について、支援をするか、という点について、日本国内に意思統一はまだ十分にはありません。なぜその国なのか、なぜその法分野なのか。日本の援助の哲学・理念に関わる問題です。これを考えるヒントになる考え方として、竹下守夫先生の考え方があります。これは、「途上国への援助というのは、ビジネス目的で行うのではなく、民主的法治国家を作るために行うものである。」という考え方です。この考え方が

らすれば、従来は民商法系の法分野への法整備支援が主でしたが、それでは不十分だろうと思います。

---

---

**Q5** 世界で起こっている人権問題あるいは法整備支援に対し、日本にしながらにして、貢献できることがあるとすれば、どんなことでしょうか？

---

3つのことが考えられます。

まず第一に、現地から日本へやってくる研修生に、大学などで講師として関わるのが考えられます。そして、人権や法整備に関する議論を実際に行い、対話をつみ重ねることです。

次に、たとえば名古屋大学では、モンゴルやウズベキスタン、ラオスなどからの留学生が来ていますので、彼らと交流し、何が法整備支援をする上で問題かを考え、つかむことが考えられます。

第三に、法整備支援を行うには、現地の法律を知る必要があります。そこで、興味を持ったアジアの1国を取り上げて、その国の法や社会について学び、また現地の言語を学ぶことも重要です。つまり、法整備支援といっても、単に現地に行けばよい、というものではないのです。

---

---

**Q6** 最後に、修習生に対して一言、お願いします。

---

いい法曹になってほしいです。

この「いい法曹」というのは、①熱い心、②法技術への習熟、③開発援助への関心、という3つを兼ね備えた法曹であろうと思います。特に②については、日本国内の問題も解決できないのに、外国で起こっている人権問題、法整備の役に立てるはずはありませんから、日本の法技術を習得し、熟知することも大切なことです。

ぜひ、いい法曹になってください！

[文責：久保田祐佳]